

（午前10時30分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は大題が2点。一つが「指定管理者制度から提案型事業委託制度へ」という大題と、それと、「主要駅や多くの人が集まる大型店舗に期日前投票所の設置を」という2点なんですけども、特にこの2番というのは、以前、同僚議員というよりは先輩議員が、北部地域、市内全体を見回して、人口割合や距離、いろいろ考えた結果、格差が見受けられるというお話を一般質問でされていましたが、自分自身も見回したときに格差が存在しているんやなというのは認識していましたし、それを今後どういった形で改善していけるのかなということで、この方法やったら一部の方ではなくて、市民全体の利益になるんじゃないかということで、2番のほうは提案させていただきました。

それでは、まず大題の1番から一般質問させていただきます。指定管理者制度から提案型事業委託制度へ。

提案型事業委託制度とは、行政が提示した施策を民が請け負うのではなく、民が行政に提案し、施策を行うものです。指定管理者制度とはアプローチの仕方が全く逆の手法です。

現在、多くの市町村が指定管理者制度を導入し、官から民への言葉において、行政のいくつかの施設運営を民が代行しています。

しかし、本当の意味での官から民へのプロセスは、計画を立ち上げる過程においても必要不可欠ではないでしょうか。現状、本市において提案型事業委託制度に近いものはこども園計画であると思います。他の施策においては、行政が企画立案したものに民間活力を導入するといったものであり、本当の意味で民間活力を生かすことができているのでしょうか。

真の民間活力の導入とは、行政が行いたい施策を民が企画立案し、さらには箱物の設計、コンセプトまでを総じて行う。行政はその企画力、企業力、経営力等を判断し、指定管理者を決める立場でのみ活躍する。もちろん、決定には有識者や民間による第三者機関も加わり、費用対効果も厳しく判断するものでなければなりません。指定管理者制度では、行政が企画立案した、行政が苦手な分野を民にやらせてもらうだけという結果になります。さらに、最初のコンセプトに問題があれば、いくら民間活力を導入したところで、行政がやるよりはましという結果になってしまうのではないのでしょうか。

提案型事業委託制度とは、行政が民に出したいものではなく、民がやりたいものを民に委託する手法であり、民でできるものは民で行う、本当の意味での官から民への移行ではないのでしょうか。

指定管理者制度では、官のコンセプト、苦手なものを民に移行し経営などを行っている以上、民の活力が生かされず、多くの場合、成功に結びついていないのではないかと考え、以下質問いたします。

①本市で指定管理者制度を適用している主なものを教えてください。こども園計画は除

きます。また、計画当初と比較し、指定管理者に要する費用が高くなっている事業はいくつありますか。その主な原因は何なんでしょうか。

②指定管理者制度について、特に経営、企画など、企業的な指定管理部門において、市民ニーズと乖離する部分があるため、経営的にうまくいかないのではないかと考えます。指定管理者制度では民間活力を生かし切れていないと考えますが、いかがでしょうか。

③提案型事業委託制度を導入すれば、民間の活力や発想でいくつかの施策を一つにまとめることができ、行政の簡素化につながると考えますが、いかがでしょうか。

④本当の意味で民間活力の導入は、行政が出したいものではなく民がやりたいものを民に移行することです。これにより、多種多様な行政的役割を簡素化でき、行政が行わなければならない施策を重点的に行える環境を整える結果につながるのではないのでしょうか。簡素化、さらには民間活力の導入により、市民サービスのさらなる向上が期待できると考えます。指定管理者制度から提案型事業委託制度に移行すべきではないのでしょうか。大項目の1番は以上です。

二つ目です。主要駅や多くの人が集まる大型店舗に期日前投票所の設置を。

本市において、投票所設置場所に地域間格差が見受けられます。特に、人口割合で考えると、投票所設置場所に格差があるのは容易に想像できるのではないのでしょうか。人口割合が高い地域は大規模住宅地であり、これらの住宅地の近隣地域とあわせて、本市の人口割合の多くを占めると考えます。

しかし、投票所が人口割合に対して少なく、投票所までの距離にしても不便であることは問題があるのではないのでしょうか。投票率が高くない要因の一つとして、投票所が少ない

ことも考えられるのではないのでしょうか。

そこで、利便性や投票率のアップ、ひいては、より多くの民意を反映するため、主要駅や人の多く集まる場所、例えば大型店舗の敷地をお借りし、期日前投票所を設置してはいかがでしょうかですか。

このような試みは既に一部の地域で行われており、投票所の地域間格差の解消、低迷する投票率アップに役立っています。しかも、これは近くに投票所がある方も便利であり、市民全体が利益を享受できる利点もあります。

本市でも実施する価値があり、市民ニーズに沿うものであると考えますが、いかがでしょうか。

以上2点です。明確な答弁よろしくお願いたします。

○議長（石橋英和君）21番 岡君の質問項目1、提案型事業委託制度に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森川嘉久君）登壇〕

○企画部長（森川嘉久君）皆さん、おはようございます。それでは、指定管理者制度から提案型事業委託制度へ、のご質問にお答えをいたします。

まず1点目ですが、現在、指定管理者制度を導入している施設は、こども園と保育園を除き、橋本市運動公園及び公園内プール・テニスコート・多目的グラウンド、そして、市民会館、産業文化会館、温水プール、えびす温泉、農業ふれあい公園、高野口山村体験交流促進センター、高野口IT地域交流センター、高野口デイサービスセンター、橋本林間田園都市駅駐輪場、やどり温泉いやしの湯の14施設です。

そのうち、導入当初より指定管理料が高くなっている施設は、えびす温泉の1施設で、導入当初の平成18年度は640万円でしたが、平

成21年度から3年間は800万円、平成24年度から3年間は750万円としています。平成18年度と平成24年度の決算額を単純比較すると110万円高くなっていますが、その主な原因としては、施設を管理運営するための燃料費の価格変動に伴うものです。

次に2点目の、現状の指定管理者制度では、民間の活力を生かし切れていないのではないかというおたただしですが、指定管理者の募集時には、民間事業者から自主事業やサービス水準の考え方、運営方法やコスト削減効果、アイデアなどの提案をいただき、管理者を選定しています。また、指定管理者による管理運営の開始後におきましても、適正な管理やサービス水準が確保されているか評価を行うモニタリングを実施しています。その中で、施設の利用者アンケートなどにより意見やニーズを把握し、改善を行うなど、民間のノウハウや活力を発揮していただき、市民サービスの向上に努めているところです。

次に、3点目の、提案型事業委託制度は、行政が行っている多くの事業を対象に、民間から知恵とアイデアを活用した委託・民営化の提案を募り、その内容が市民にとって有益であれば、民間への委託・民営化を行う制度です。

本市においても、限られた人的資源、財源の中、市民ニーズに応じた的確なサービスを提供していく必要があります。行政が行ってきた公共サービスの一部を協働で行い、市民や企業など民間の主体と行政がそれぞれの長所を生かし役割を分担していくことは、議員ご指摘のとおり、行政の簡素化・効率化とともに、きめ細かなサービスの提供に寄与すると考えます。

最後に、4点目の、提案型事業委託制度を導入してはどうかというおたただしですが、今後の公共サービスについては、先ほども申し

上げましたとおり、行政だけでなく、市民や企業など民間の主体と行政がそれぞれの長所を生かし、協働しながら担っていくことが必要になってきます。しかし、その一方で、本制度の導入にあたっては、公共サービスを担うNPO法人、市民活動団体、ボランティア等の活性化が必要条件となってきます。本市においては、協働型の公共サービスの提供を目標とし、市民活動団体の活性化・育成のため、市民協働の取り組みを広げているところです。

したがいまして、提案型事業委託制度の導入にあたっては、これらのことを考慮に入れ、市で実施している事業の公開、委託する際のコスト比較、サービスの質の確保に加え、責任の明確化、公平性の確保などを検討していく必要があることから、先進自治体の事例も参考にしながら今後とも研究していきたいと考えます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。順を追って小項目の1番から。

今、一つの施設の名前を挙げていただいた。それはそれでいいんですけども、じゃあ逆に、指定管理料が当初よりも安くなった施設はいくつあるのか、お教えてください。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）現時点で3施設が下がっている状況になっております。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）もう一つ、ちょっと僕の記憶違いなんかな。それとも上がる予定なんかな。高野口のレインボーとアザレアの管理料も少し当初より上がっているのか、今後上がるのか、どっちかちょっとわからないんですが、それはどうなんでしょうか。今後上

がる予定をされてるのかな。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）議員おただしの産業文化会館及び温水プールの指定管理につきましては、議員ご承知のとおり文化スポーツ振興公社のほうに指定管理をしております。で、当初契約が平成22年から3カ年。1回更新をして、25年から、現在29年の5カ年の指定管理契約を締結しております。

指定管理料につきましては、議員おただしのとおり、年ベースで当初より200万円、指定管理料が増加しております。このことについての主な要因でございますけれども、平成22年、当初の指定管理が始まった当時ですけども、全国的に遊泳中の事故が多発するというようなことがございまして、22年度以降、プールの監視員を増員してきたという背景がございます。これが一番大きな指定管理料の増ということになるんですけども、当初の契約当時、逆に産業文化会館の使用料でございますけれども、22年度に教育文化会館が耐震工事を実施しております。それから、23年度に市民会館の耐震工事を実施しております。22、23年にかけて文化会館、市民会館の利用客が産業文化会館のほうに流れたといういきさつもございまして、収入がその間増加しております。で、当初契約ではプールの監視員を増したんですけども、変更契約をする必要はなかったと。ただし、25年度以降はもとどおりの収入状況に戻りましたので、プールの監視員の分を指定管理料に上乗せしたという状況でございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。ということは、先ほど指定管理の名前、されているところをたくさん答弁いただきましたけれども、二つということですよ。それはそれでいいです。

その中で、そもそも論、指定管理って何なんでしょうか。僕の認識の中では、例えば最初に、例えばですよ、100万円の指定管理料で運営を行うと決めた場合、100万円でももちろんやってもらうというのが基本的に、それは赤字になっても黒字になっても、例えば黒字になった場合は企業努力が反映され、黒字になったんだから、それはそれで結構やと。ただ、赤字になった場合は、リスクの見込みに対しては、それは何か経営改善する余地があるんじゃないかということで、それはそれで見てもらう。基本的には、最初に契約した金額でやってもらうというのが、僕の中の指定管理の基本的な考え方なんですけども、この考え方は違うんでしょうか。もし違えば、その違う箇所をお教えてください。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）議員ご指摘のとおり、基本的にはそういう考え方になっておるかと思えます。ただし、施設の運営形態によりまして、一応、指定管理者を募集する際の仕様等の中で、どういう形で指定管理者を募集させていただくかということもございまして、それに基づいて指定管理者のほうから提案をいただくわけですが、その中でリスク分担と申しますか、大きな事業費用に変動がありますとか、使用料のほうに変動が出てくる場合に、どちらでどういうふうな形でリスク分担をするかということを協議いたしますので、細かい点につきましては、その双方の協議の中で決めていくということになるかと思えますが、おっしゃられるとおり基本的な考え方は、提案をいただいた価格について、価格と申しますか事業費について、その協定期間中、指定管理の通した期間中については変動を行わないというのが原則となっております。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ちょっと聞きにくいことを聞いていて、大変申しわけないんですけども、一点気になるのは、リスクの中で、最初に契約するときにはリスクの配分がありますよね。例えば、原油価格だとか電気料金だとか、将来いろんな意味で変動する部分というのはかなりリスクが伴うので、固定の指定管理料ではそのリスクがわからない部分というのはもちろんあると思います。それに応じて、リスク管理の中で行政が負わなければ、責任があるというの、もちろん認識しているし、理解もしているんですが、そのリスクが、例えば将来変動しやすい、例えば今現状で言うたらガソリンですわ。安くなったら指定管理料も下がるの。高くなったら補填するんでしょう。だから、下がった場合は指定管理料は下がるんですか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）先ほど、私、契約というふうに答弁を申し上げたんですが、指定管理は契約はございませんので、協定でございますので、ちょっと訂正をさせていただきます。

それと、リスク分担の件でございますが、それにつきましては、どこまで変動がリスクということであるかということとを協議するかという考え方があるかと思えます。基準が必要になるのかなというふうには思うわけですが、議員ご指摘のとおり、電気料金でありますとか燃料費でありますとか、最近よく変動がございます。ただし、この頃かなり頻りに価格変動が起きておりますので、それに対して常に上げたり下げたりということは、本来的に必要なことであるというふうには考えますが、突発的な価格変動で相当大きな価格変動になりますと、これは事業者のほうで、事業費の中でなかなか吸収ができないことも起こるかと思えます。その場合、そ

の施設を安定的に管理運営していただくためには、どうしてもその価格変動を吸収できない形になりますと、安定的運営を図っていただけないという格好になるかと思えます。そういう事態になったときには、やはり当初の協定を見直す必要が起こるのではないかとというふうに思います。

ただし、原則的には、先ほどからご指摘いただいておりますように、一旦提案をいただいた事業費については、それで通していくのが原則かと思えますので、もちろん下がった場合、上がった場合についても限度内の価格変動、事業費の変動であれば、それは事業者のほうでリスクを分担していただきますし、逆に利益が出れば、それは事業者の剰余金として、その期間中の事業費に充てていただく、あるいは利益になるかもわかりませんが、それはリスクをとっていただいた事業者の当然の権利というふうに考えます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

そしたら、別に上がっているからというのを問題にしたいんじゃないかと、下がっておるのも問題やと思うんですよ。ほんまに。だから、さっきも言いましたけど、指定管理者制度というのは、行政が基本的にその価格で最初契約オーケーしておるわけでしょう。それを変動していくというのは、僕は、ちょっと自分の感覚的には少し違和感を感じるし、さらにもう一個思うのは、例えば、大きな価格変動があった場合は、契約期間が満了した場合は再入札すべきやと思うんですよ。本当言うかね。

でも、いろんな、せっかくやっていただいた指定管理者制度の指定管理者なので、もちろんノウハウもあるし、続けていってもらいたいというのもあるんですけども、本当は、基本は大きな価格変動があった場合は再入札を

しないと、ほかにその価格、例えば、それよりも安くてもっといいものをサービスできる場所もあれば、その高い値段やったらうちできるよという方もいらっしゃると思うので、本当は公平性、例えば、先ほど答弁で公平性の確保という言葉で最後にいただいたんですけども、公平性の確保をするんやったら、そういうところはすべきやと僕は思います。

でも、実際どうなんでしょうね。本当の意味での公平性の確保というのは実際できているのかなと、自分は個人的には疑問に思うんです。それはそれでいいというか、答弁はいただきませんが、自分自身はそう思っています。

1番でこうやって指定管理者制度の、上がったったり下がったりするということに対しての疑問をちょっと投げさせてもらったんですけども、ちょっと2番で、じゃあその指定管理者制度を導入して、本当に民間活力を導入・活用しているから、こっだけ行政のやると変わったんですよという部分って何なんでしょう。

例えば、いろんな意味でお客さんがいらっしゃる、例えば、まあ言えば半分商売みたいなところでは民間活力の活用ができていないかなと思うんです。例えば駐輪場の管理とか市民会館とかプールとか、公共性の強いものであって、その公共性の強いものをそのまま任せて、その公共性の強いものをそのままやっていたらいいというのは、民間活力の活用でどこが変わったんですかね。僕、ちょっとわからないので、その点教えてください。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）橋本市の指定管理者制度の場合に、指定管理者制度になる以前には、管理委託制度ということが地方自治法で定められておりまして、これが民間のノウハウを活用できるもう少し自由度の高い制度

とするために自治法が改正されて、指定管理者制度という形になったわけですが、橋本市はその以前から、管理委託制度の中では純粋な民間団体ではなく、公共的団体について管理委託ができるという制度になっておりましたので、その中で、橋本市文化スポーツ振興公社という外郭団体、出資団体でございますが、をつくりまして、直営ではない、ある程度民間の活力を導入できる形の管理委託制度を既にとっておったということでございます。

それについては、橋本市は他の団体に比べて、ある程度はそういう意味で進んでおったのではないかとこのように認識をしておるんですけども、その中で指定管理制度が発足しましたので、引き継ぎと申しますか、そういう管理委託制度を踏まえた中で、現在、指定管理者制度の適用という形になっております。

そういう形で、先ほど議員からもご指摘がありますように、いろんな施設について、純粋な、民間団体も含めて一般公募を行った形のほうが、民間活力を導入できるという施設もあるのは認識をしておるところでございますけども、現時点ではその出資団体をより良く活用した形という、ちょっと若干中途半端な答弁になってしまうんですが、そういう形で現在は進めておるという状況になっておりまして、直営から比べますと指定料金制にいたしましても、そういう形で料金を指定管理者のほうで収受をしていただきまして、市が直営で金庫に入れるというような形ではなしに、サービスの利便性を向上させていただいておる点もございまして、料金の上限を定めました中で、指定管理者のほうで自由に料金を設定していただけるという仕組みにはなっておりまして、協定の中でも、市の承認があれば使用料金を若干上下できるという制度

にはなっておるんですけども、残念ながら、市の料金設定以下の料金でという企業努力については、ちょっと今のところできていないのが現状かというふうに思いますが、総合的に考えますと、経費の点、それからサービスの夜間等の施設の活用の点等で、直営よりは現在でもサービスの点で、それから経費の点で、効率化の点で活用が図られておるといふふうに思っております。

ただし、将来的には、議員ご指摘のありましたように、一般公募に向けて努力をしていく必要があるのかなというふうな認識では、本市としてもおるところでございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）大変ちょっといけずな質問ばかりしてすみませんでした。答えにくいと思います。

ただ、本当に自分自身、ちょっと指定管理者制度というものに対してはすごい疑問を感じます。特に、いろんな市町村、指定管理者制度もとっておられるし、別に、その指定管理者制度自体が悪いとは思いません。ただ、その目的自体が、結局は値段を安く抑えようと、主な目的がそこにある。そしたら、ふたを開ければ、言葉は悪いですけども、働いておった方の給料が安いだけ、ということになりかねない。つまり、サービスは、もちろん安くできることはいいことですよ。安くできることはいいことやけども、本当の意味での指定管理者制度、僕がここにこだわっているのは、本当の意味での指定管理者制度というものは、安くて今よりもさらにいいサービスを提供できるようにしていくのが指定管理者制度です。この二本立てなんですよ。指定管理者制度というのは。

でも、今の指定管理者制度というのは、どうもその二本立ての中心が、二つ同じ太さの二本立てがなかったらあかんのやけども、一

番中心になっているのは安くしよう。もちろんそれは大事です。そこは何も間違えているとは言いません。税金を投入する以上、安いほうがいい。同じサービスでも安いほうがいい。もちろんそうです。でも、その考え方でいくから、皆安く抑えよう、安く抑えよう、指定管理者やっぺいこうという中で、やっぺいけなくなるから最終的に指定管理料を上げたりせなあかんし、逆に言うと、上げたら上げるところもあるんやったら、これはちょっと指定管理者、もうちょっと指定管理料下げよとゆうて下がるところもあると。だから、こういう形態をとっていくというのは、本当の意味での指定管理者制度ではないと思うんですよ。

僕、何でこれを言いたかったかというのと、何でこんなこと起こるんやろうといろいろ考えたんですけども、やはりそれは出し方が、民がしたいものじゃなくて、官が苦手なものを出して民にやってもらおうという考え方であるから。最初のコンセプトも、民が立てたコンセプトでこれやっぺいよという形で提案するから、最初のコンセプトから間違えておたら最後まで絶対うまくいくことないですよ。

僕がここで提案したかったのは、行政が本来やるべき仕事という部分を民間委託にすべきという話をしているのではなくて、本来、行政と民が重なっている部分、その部分の中で、1回棚ざらえして表に出してみよう。出して、その出した中で、うちやったらこれ得意やでと。得意やからそれやらしてもらおうと。もちろん、やらしてもらうには、その団体もどいう団体かもきっちりせなあかん。行政の仕事任すんやから。その中で第三者機関も入れて、経営力も判断し、いろんな提案力も判断し、そして行政がオーケーを出していくという方法に変えていかんと、今のままやっぺいざつとこんなことが起こってしまう

と危惧するんです。

もちろん、先ほどからNPO法人等、ほかの市民団体も、まあ言えば受け皿ですよ。受け皿を育てていかなければいけないというご答弁もいただいたんですけども、本当の意味で育てていこうと思えば、仕事をやっぱりしてってもらわないと。もちろん、この仕事をするにはこれだけの基準があって、これぐらいのNPO法人に任せますという基準がないと、その目標に向かってNPO法人、頑張れないですよ。わからないんですよ。方向性が。そしたら市民活動も活発にならないですよ。

例えば、僕は全部今すぐ出して、受けれるところがすぐ出るなんて思ってないですよ。でも、出さないと、目標がないとNPO法人も設立しないし、成長もしないですよという話をしているんです。もちろん、いろんな意味で、市民のそういった市民協働参加型社会めざして頑張らしましょうという話を、僕も議員やらしてもうてもう7年になるので、いろんなこととお聞きもしてますし、頑張っておられるのもわかるんですけども、ちょっとその感覚と違うのが、やはり行政のそういった重なった部分で仕事をしていってもらおうと思えば、ある程度、やはり専門的なNPO法人の立ち上げが必要になってくると思う。

でも、意味なくそういう専門的なNPO法人の立ち上げって難しいですよ。だからこそ、最初は成功しないかもしれませんよ。でも、やはりちゃんと民と行政が重なる部分は何かというのを洗い出して、表に出していく作業は今からしておかないと、10年後、何も変わらないですよ。今からその作業をしてはじめて、僕は5年、10年したときに、その市民の感覚、あと市民ニーズ、いろんな部分で行政とまざり合った橋本市になっていくというふうに考えたので、提案させてもらったん

です。

ただ、今、別に悪い答弁もいただいてないので、今後検討していくという答弁をいただいているので、別にそれ以上のことを言うことはないんですけども、ただ、自分の思いとして本当に思うことは、今の指定管理者制度では、やはり民間活力は活用し切れてないと本当に思いますし、あと、本当の、本来の意味での指定管理者制度の二本柱、そして、その指定管理者制度の根底にあるものというのが僕は守られてないと思う。それは何でか。守られてないというのは言葉が悪いですね、失礼。守られてないというか、できてないと思います。その中で、やはりそれをつくっていかなあかんと思うんですよ。

だから、僕が言いたかったのは、何も指定管理料を上げるのが悪いとか、下げるのが悪いとかいう以前の問題で、もう民間活力も活用し切れてないし、そういった事態に陥っているのも出し方が悪いんじゃないかという話をしているんです。根本ね。その根本から変えていかんことには、こういったことはこれからは起こるやろうし、そして、その根本の解決のためには時間がかかりますねという話をしている。

いい答弁いただいているので、今後検討してもらって、そして、僕が今、提案型、ここでこの話をしているんですけども、別段、行政が、いや、こっちのほうがいいよという、今のこの指定管理者制度ではなくて、うちは提案型事業委託制度というのはちょっと難しいけども、今後これやったらできていくんじゃないかというような施策があるのであれば、またお話していただければ、それがいいものであれば僕はすごいと思う。でも、ただ、今のままじゃ僕はあかんと思う。ただ、それを言いたいだけなんです。

だから、いい答弁ととったらいいかどうか、

ちょっと僕にはわからないですけども、ただ、もう難しい話なので、今すぐどうこうという話はできないので、この辺にしておきますけども、ただ、自分の言いたかったのはそこなので、今後、やっぱりその辺はきっちりと本当に考えていかないと、これから人口が減って行って、市役所の働いている方の人数も恐らく減ってくるでしょう。もちろんそれじゃあかんのですけどね。市議会も橋本市を挙げて、人口増加に向けてという話も今している最中ですけども、減ってきたときに、果たして職員の仕事が減っているでしょうか。僕は減っていないと思う。そのときに、民間の活力なくして今の市民サービスが維持できるでしょうか。僕はできないと思う。これは行政のためでもあり、僕は、市民のためでもあると思う。少ない人間と少ない予算で、市民サービスを落とさずに、そして行政の負担をこれ以上増やさずに、行政は本来やるべき本当の意味での行政の仕事に集中していく。この二本立てやと思うんです、将来。だから、今後検討していきたいんですけども、本当の意味で検討していってもらいたいんですけども、そのご答弁、一点だけよろしくお願いします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）議員ご指摘の点については、現在、新しい公共という考え方が数年前から唱えられておるところでございます。これにつきましては、大きな視点の点からは共通する認識を持っておりまして、そのとおりかと思っております。

ただ、公の施設につきましては、現在、自治法上、指定管理制度という枠組みがございますので、ただし、ご指摘の指定管理制度の中で改善すべき点は多々あるかと思えます。先ほども申し上げました、文化スポーツ振興公社の点もそうでございますし、一般公募があまりなされていないという点もございます

ので、指定管理者制度の中で、これは改善点という点につきましては、ご指摘の点について十分改善を図ってまいりたいというふうに思います。

それから、提案型事業委託制度の点でございますが、これは公の施設の管理運営という点ではなしに、広い行政需要、市民ニーズに対する行政の対応の仕方ということで、これは先進都市もございまして、一度十分研究をさせていただきたいというふうに思っておりますし、現在、事務事業評価ということで、市の事業の洗い直しも積極的にさせていただいております。情報の公開もこれからどんどん進めていきたいというふうに思っておりますので、その中で市民の皆さんにも、こういう事業が市で行われておるという形の中で、NPOあるいはボランティアについても、こういう事業だったら私たちもっと上手にできるよというようなご提案もいただけるかというふうに思いますし、市民活動協働事業の補助金の中で市民協働事業を助成をさせていただいて、活動を活発にさせていただくという施策もっておりますので、そういうことも総合的に含めまして、議員ご指摘の点については、大きな視点からはそのとおりというふうに考えておりますので、これからの方向性について、またご助言もいただけたらありがたいというふうに思います。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。質問中、ちょっと失礼な言葉があったところはお許してください。

1点目の質問は以上です。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、大型店舗等への期日前投票所の設置に関する質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）主要駅や多くの人が集まる大型店舗に期日前投票所の設置を、とのおただしについてお答えします。

公職選挙法では、投票日当日、投票所で投票することを原則としています。一方、期日前投票制度は、平成15年6月に公職選挙法が改正され、仕事や用務のため投票日当日に投票に行けない方のために設けられた、投票日当日投票主義の例外です。

近年、期日前投票を利用する有権者が増大し、本市におきましても、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙においては、7,753名で有権者総数の14.1%、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙においては、7,923名で有権者総数の14.5%が期日前投票を利用している状況です。

本市の期日前投票は、現在のところ、地理的な面から市域が半径7km以内におさまる中心となっている市役所内等で実施し、入場券兼期日前投票宣誓書と印刷した選挙人名簿により本人の確認後、選挙人名簿に手作業で手入れをするという方法で実施しており、機械化がされていない状況です。

また、期日前投票は、二重封筒に投票用紙を入れる不在者投票と違い、当日投票所と同じように投票用紙をそのまま投票箱に投函する確定投票であるため、より一層の厳格な管理が求められます。期日前投票所を増設する場合、期日前投票システムが構築されていない現状では二重投票の防止ができず、管理執行上問題を抱えています。

選挙管理執行上の問題で一番多いのが、期日前投票や不在者投票に関するものであることから、選挙期間中は、すぐに対応できる職員の配置や、投票箱、投票用紙の警備体制等、万全の対策が必要となります。期日前投票所増設の先進的な取り組みを行っている自治体

では、既に期日前投票システムや住基ネットワークが構築され、入場券を読み取るバーコードを導入し、駅構内や大型店舗等で開設しているものと思われま

す。本市の場合、期日前投票所を増設する場合には、二重投票の防止のために期日前投票システム及び住基ネットワークの構築が不可欠であり、投票管理者、投票立会人、職員の増員配置や投票所設備、投票用紙等の警備体制等、期日前投票期間中の万全な管理体制を整えるため、さらなる経費が必要となります。

今後においては、まずは本庁舎内での期日前投票システムの構築を進め、その後、民間の商業施設等を利用する投票環境の調査を行うとともに、騒音対策の適正な投票環境の整備や投票の秘密保持並びに管理体制等の課題解決に向け研究を行い、選挙人の利便性及び投票率の向上につなげたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（石橋英和君）21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございました。

そこで、今、答弁いただいたんですけども、やはり問題になっているのがシステムの構築。ここが一番の課題になってくるとは思います。以前からも同僚議員、先輩議員、いろんな方が形は違えど一般質問されていて、やはりこのシステムというのは多々出てきているんですけども、ちょっと僕も難しいことはわからないんですけども、例えば、このシステム構築によって、そのシステム構築のできる可能性というのはあるんでしょうかね。それは例えば、役所のクラウド化も伴ってとか、あと新たなソフトが安くできるとか、いろんな部分あると思うんですけども、そういった中で可能性として、これからシステム構築をやっ

ていける可能性というはあるんでしょうかね。その一点、ちょっとお聞きします。もちろんお金のことも伴うとは思いますが、でもね。

○議長（石橋英和君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）議員おただしの、現在の状況ですけれども、今、期日前投票所におきましては手作業でやっておる中で、機械化を進めたいという状況で、来年度、自治体クラウドの状況でシステムが入れ替わるという形で聞いておきまして、そのクラウドの中で選挙システムが構築できないかというふうな協議をそういう担当部署と行っております。それができますと、本庁舎内の期日前投票所のシステムができるんじゃないかなというふうに考えておきまして、それ以後、どういうふうな形で期日前投票所を増設していくかとかどうかというのは検討していく状況になろうかなと考えております。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

可能性としてはあるのかな、実際できるかどうかというのはまだわからないので、良かったという話ではないんですけども、可能性としてはあるかなと。なかったら別の方法でシステムは構築していかなあかんのですけども、ここで、それを除いて話をしたら、ちょっと都合のええとこどりなんかなと思うんですけども、システムの構築はちょっと置いておいて話すると、普通の当日の投票所においては、やはり地域、人口割とか、その地域によって遠かったり近かったりだとか、近く同士に投票所があったりだとか、距離的な問題だとか、そういったところには自分自身も、格差と言うと言葉は悪いかもしれませんが、ちょっと利便性というか、いろんな意味で市民に不利益があるかなとは思っています。

その中で、その地域のみを解消しようという考え方ではなくて、橋本市の市民の全体の利便性を考えたときに、その大型店舗に置けば、その地域、投票所の遠い方も買い物ついでに投票もできるし、なおかつ投票所が近い方も投票できる。その全部を解消はできませんけども、一つ、その期日前投票所が増えることによって、多くの方をカバーできると思うんです。

自分自身は、やはり多く人が集まる場所、利便性の高いところにこういった期日前投票所をつくれれば、投票所の遠い方、いろんな方、特に駐車場の問題もあります。遠かったら車で行かなあかんし。そういった中で、そういった大規模店舗やったら解決できるのかなと思って質問させてもらったんですけども、こういった考え方というのは、今、全国的に広まってまして、結構国政では行われているところが、ちょこちょこ出だしているのは事実なんですけども、やはり本市でも、特に本市の場合は山合いの方、あと大規模住宅の開発地の方と旧の地域の投票所の数を考えた場合、やはり不便な部分があるというのは事実なんですけども、そういった方、今、橋本市でも大規模店舗がどんどんできて、例えば、スーパーセンターオークワもできてますよね。あやの台もできているし。例えば、林間田園都市のオークワもそうやし。オークワばかり言うてるわけじゃないんですけども、ただ思いついたのがオークワ。例えばAコープもあるし、松源もあるんですけども、そういったところにつくれれば、買い物に来られる方というのは市内全域から来られますよね。そしたら多くの方に利便性をもたらすんじゃないかと思って、この質問をさせてもらったんです。

もちろん、システムの問題とかいろんな問題も、越えなあかん壁もあるんですけども、特に、お金の問題について一点聞きたいんですけども、

ども、これ、選挙の予算を組んで決算見たら、ちょっと返還してませんか。その一点、ちょっと確認したいんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）議員おただしのおおりに、選挙の執行におきましてお金が余るといふような状況になりました場合は、国政選挙の場合は国庫のほうに返納いたしますし、県の場合は県のほうに返納するといふ形を現在のところとっておる状況です。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

税金なので、無駄に使うのはどうかなといふのは、もちろん自分自身も議員の立場から思うんですけども、不便をかけている地域があつて、そして、さらに市民の利便性が良くなるのであれば、そのお金でそういった試みを少しずつでもいいから考えていったらいいと思うんですけども、それは副市長、どうでしょう。せつかく税金なので、もちろん安く上がったほうがいいんですけども、やはり、こういったシステムを構築して、そして、こういったところに期日前投票所ができれば、それはその一部の地域の方だけじゃなくて、市民全体の利益にもなるし、投票率、実際高いわけではないですよ。投票率のアップにもつながるし、効果的やと思うんですけども、そういった余った、余ったお金といたら失礼ですが、削減できたお金を、少しでもこういったシステム構築だとか、こういった試みに使つていってはどうでしょうか。副市長自身はどうお考えでしょうか。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）いろいろな状況の変化といふのも確かにあると思ひます。そういった

たことの中で、市民のニーズ、そういったものも、選挙管理委員会のほうで考えていただく主体になると思ひますけれども、いろいろなことを検討した中で、考えていく必要はあるのかなとは思ひます。

ただ、先ほど岡議員が、利便性の良いところへといふことでおっしゃられましたが、そのところが非常に選択するにおいても難しいと思ひますので、人口的な密度の多いところとか、いろいろなさまざまな状況を考慮した中で考えていかななくてはいけないと思ひますので、そこらあたりが引っ張り合いにならないように、公平性にいろいろな角度から検討していく必要があるのかなとは思ひます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）ありがとうございます。ちょっと答えにくかつたかなと思ひながら質問したんですけども、大変申しわけなかつたです。

実際、あれば便利やし、もちろん近く、多く人が集まるところで、たくさんお店もあるし、駅もあるので、どこに置くかといふ適正配置といふのは、非常に難しい問題ではあるかなと思ひますんですけども、今の現状のままでは何も解決しないので、やはり前向きにこういったことは検討していく。僕の言つてることが一番正しいとは思つてません。いろいろな方が質問されているし。その中で一番いいものを前向きに考えていただければ結構なんですけども、やはり、今の現状のままでは、多くの地域の方の中でちょっと不利益を被つている方もおられるのかな。例えば、投票しづらい遠い人もおられるのかなといふのは感じられるので、やはり、その辺は前向きに考えていく問題やと思ひますので、ぜひともお願ひします。

そして、選挙管理委員会事務局長も先ほど

からいろんな答弁いただいて、そして前向きにいろいろ検討されているのも、いろいろなお話も聞いているんですけども、今後、やはりそういった予算もどんどん必要な部分で使っていただいて、前向きに検討していただ

るように要望いたしまして、僕の一般質問を終わります。

○議長（石橋英和君）21番 岡君の一般質問は終わりました。